

2019 年 10 月 1 日

製造販売後調査依頼者 御中

独立行政法人国立病院機構  
静岡医療センター  
治験管理室

製造販売後調査の契約に係る消費税率変更のお知らせ

新秋の候、貴社ますますご発展のこととお喜び申し上げます。

2019 年 10 月から消費税率が 8%から 10%へ改定されたことに伴い、当院の製造販売後調査に定める経費についても消費税率を変更することとなりました。

すでに契約を締結している場合には、契約書の第2条（本研究に要する経費及びその支払方法）2項の記載を新税率の10%と読み替えてご対応いただければと存じます。

今後ともよろしくお願ひ申し上げます。